

フィットネスクラブ・マネジメント技能士会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、フィットネスクラブ・マネジメント技能士会（略称 FCM 技能士会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の相互の親睦を図り、併せて一般社団法人日本フィットネス産業協会の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的達成のために次の事業（活動）を行う。

- (1) 各種行事の開催
- (2) 会報その他の刊行物の発行
- (3) 一般社団法人日本フィットネス産業協会の発展に必要な事業
- (4) その他本会の目的遂行のため必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所を東京都千代田区鍛冶町2-2-3 第三櫻井ビル6階
一般社団法人日本フィットネス産業協会内に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、次に定める会員をもって組織する。

(1) 名誉会員

本会のために特に功労があり、運営委員が承認した者

(2) 特別会員

一般社団法人日本フィットネス産業協会の理事及び職員であった者

(3) 普通会員

フィットネスクラブ・マネジメント技能検定試験合格者

(会員の権利)

第6条 会員は、本会の各種行事に参加し、本会が発行する会報その他の刊行物の配布を受け、委員長の許可を受けて本会より教育機関等での講師などの教育活動ができる。

(除名及び会員資格停止)

第7条 次のいずれかの事由に該当する会員は、運営委員会の決議により、除名し、又は会員資格を停止することができる。

(1) 本会の名誉又は信用を傷つけた者

(2) 会員として知り得た本会又は他の会員の情報をみだりに漏洩した者

(3) 本会の秩序を乱し、又は本会の目的に反する行為をした者

(4) 会費の支払いを怠り、本会の催告に応じない者

2 前項の決議は、出席運営委員数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第3章 役員及び期間

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(3) 運営委員 20名以内

(4) 監事 2名

2 本会に次の役員を置くことができる。

(1) 参与 若干名

(2) 顧問 若干名

(委員長及び副委員長)

第9条 委員長及び副委員長は、運営委員会が運営委員の互選により選出する。

任期は5年とし、再任を妨げない。

2 委員長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営委員及び運営委員会)

第10条 運営委員は、普通会员の中から選任する。任期は5年とし、再任を妨げない。

2 運営委員は、運営委員会を構成し、かつ、委員長が委嘱した職務の遂行に当たる。

3 運営委員会は、この会則に定める事項並びにその他の重要事項について審議し、本会の運営に当たる。

4 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集し、運営委員総数の過半数の出席をもって成立する。

5 運営委員会は、委員長又は委員長が指定した運営委員が議長を務め、議事は出席運営委員数の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

6 運営委員会は、会務を遂行するために常任運営委員会及び事務局を設置

することができる。

(監事)

第 12 条 監事は、運営委員会が普通会员の中から推薦し、委員長が選任する。

任期は 5 年とし、再任を妨げない。

2 監事は、本会の会計を監査し、その結果を運営委員会に報告する。

(参与及び顧問)

第 13 条 参与は、運営委員会が運営委員経験者の中から推薦し、委員長が選任

する。任期は 5 年とし、再任は妨げない。

2 顧問は運営委員会が一般社団法人日本フィットネス産業協会の理事又は理事経験者の中から選任及び解任する。

3 参与及び顧問は、運営委員会の委嘱に基づいてその職務を助け、運営委員会に対し本会の運営について助言することができる。

第 4 章 各種行事

(総会・期別大会等)

第 14 条 運営委員会は、本会会員のために総会その他の行事を開催することができる。

第 5 章 会 計

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(収入・支出)

第 16 条 本会は、次の収入をもって第 3 条の活動の経費を支出する。

(1) 会費

(2) その他

(予算・決算)

第 17 条 運営委員会は、毎年予算を作成して委員長に提出し、その承認を得なければならない。

(会費)

第 18 条 普通会員は、本会の会費を支払う義務を負う。会費は終身会費制とし、その額は運営委員会の決議によって決定又は変更する。

- 2 本会の活動を遂行するために会員から会費の外に経費を徴収する必要性が生じたときは、運営委員会がその必要性、金額等を明らかにして、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(基金)

第 19 条 本会は、基金を設けることができる。

- 2 基金の設立及び運用に関する事項は、運営委員会において定める。

(他団体への寄付)

第 20 条 本会は、一般社団法人日本フィットネス産業協会に対し寄付を行うことができる。

- 2 前項の寄付は、運営委員会の決議によって行い、会員に報告する。

第 6 章 補 則

(会則の変更)

第 21 条 この会則を変更するときは、運営委員会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

(施行細則)

第 22 条 運営委員会は、この会則の施行に関する細則を定めることができる。

付 則

この会則は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。